

電力会社（10社）の託送料金認可申請に対する意見への見解（案）

平成 年 月 日

電力取引監視等委員会

分類	意見内容	見解
託送料金制度の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域分散型電源の増加などの実態に即した託送料金制度の定期的な見直しを求める。今回の審査は、現在の電力供給の実態に基いたものであり、託送料金制度そのものも、大規模発電所で発電した電気を遠隔地の需要者に送電することが前提になっています。しかし、今後再生可能エネルギー等の地域分散型電源が増加するにつれ、送配電のコスト構造が変わっていくものと想定されます。そのため、今後は地域分散型電源の増加などの電力供給の実態に即して、定期的に託送料金制度（算定方法）を見直すよう求めます。 ・制度開始から一定期間の後に検証と見直しが必要です。今回は新たな制度開始前の審査であり、その価格は一部仮定した条件を用いて定められます。そのため、運用開始後一定期間を経た後に、今回設定された個別原価が適正であったか、新規参入者も利用しやすい仕組みになっているか等について検証を行い、必要な見直しを行うべきと考えます。施行後見直しの具体的期間を予め明確にしてください。 ・離島供給費用の負担は、全国で分かち合うべきと考えます。離島 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の約款変更により、需要地近接性評価割引の対象に低压系統に接続する電源も追加されております。また、電力取引監視等委員会の下に設置されている制度設計専門会合において、現在、需要地近接性評価割引を含む今後の託送料金制度の在り方について見直しが議論されているところです。すべてのネットワーク利用者にとっての公平性、広域的に望ましい設備形成の実現と共に伴う託送料金の抑制、競争の促進、広域的な電気の融通、分散型電源の導入促進などを勘案して、その在り方を検討してまいります。 ・託送供給等約款の認可後は、事後評価によって託送料金設定の適正性を確保します。事後評価として現行はストック管理方式を導入しており、超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、超過した事業年度の翌々事業年度開始日までに託送料金の改定の届出がなされない場合には、当該累積額を生じた託送供給等約款に対する変更命令が発動される仕組みとなっております。また、ストック管理方式に加えて、より厳格な事後評価を実施することを検討中です。 ・総合資源エネルギー調査会総合部会の電力システム改革専門

	<p>を抱える地域には偏りがあるため、離島供給費用についても差が出ることになります。厳正に審査をした上で、電話料金のユニバーサルサービスのように、全需要家に一定の金額を賦課する方が公平と考えます。</p>	<p>委員会において、学識経験者も交えて、離島ユニバーサルサービスに係る補填金については、全国の託送料金に上乗せする場合と、エリアの託送料金に上乗せする場合について、比較検討が行われました。その結果、いずれの場合でも発電・小売の競争には中立的であるものの、現在の制度、とりわけ小売料金への影響の少なさの観点から、エリアの託送料金に上乗せして回収することが適切と判断されたところです。</p>
託送料金審査について	<ul style="list-style-type: none"> ・託送料金の審査にあたっては、一般電気事業者各社からの託送料金の算定に関する丁寧な説明を求めます。託送料金は電気料金の30～40%と大きな比率を占めており、消費者の家計に大きな影響を与えるものです。今後も託送料金は一般電気事業者が設定し、審査を経て決定するため、消費者が適正価格で電気を購入できるよう、一般電気事業者各社には審査に際して託送料金の算定根拠に関する丁寧な説明を求めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・託送料金の審査が適正に行われるよう求めます。電気料金の30～40%を占める託送料金については、小売り全面自由化の後も国による規制が続きます。消費者が適正な価格で電気を購入できるよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般電気事業者各社に対しては、電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合において、申請内容やその根拠等について小売電気事業者や需要家の理解を得るために丁寧な資料作成・説明を行うよう、繰り返し求めてきたところです。全ての回について、専門会合は公開形式で開催され、資料は電力取引監視等委員会ホームページに掲載されております。また、専門会合での議論の様子は毎回インターネットでライブ配信されており、議事録についても、電力取引監視等委員会ホームページに掲載済又は今後掲載予定です。(参考「委員会の開催状況」: http://www.emsc.meti.go.jp/activity/) また、専門会合への資料提出以外にも、事業者が情報開示を徹底することが重要であり、事業者に対して一層分かりやすい情報公開に努めるよう促してまいります。 ・電力取引監視等委員会での託送供給等約款の審査にあたっては、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の

	<p>う、送配電事業者による速やかな情報開示の下に託送料金の適正な審査を進めてください。</p> <p>・電力取引監視等委員会の託送料や電気料金に関連する個別の議論をわかりやすい形で広報しあつ意見募集をしてください。委員会は、電気料金の支払期限の延長に係る特別措置の延長の可否や、小売電気事業及び小売供給の登録審査についての審査、スイッチング支援対応関連機能、託送業務関連機能（使用電力量の提供、託送料金・インバランス料金の算定をシステム）等の監視をされているようですが、それらが一般の需要家にどのような影響があるかについて論点と審議内容をわかりやすく広報し、適宜国民の意見を聴けるような体制を整えてください。</p> <p>・託送料金が業界の癒着やぬるま湯体質を温存したままにさらに東北電力の「適正」利潤を上乗せしたような形で計算されないとすれば新電力側に過大なコストを押し付けるだけのものである。そしてその負担はひいては消費者に付け回されることになる。電力改革がこれまで独占状態に胡坐をかいてきた電力業界に適正な競争をもたらし業界そのものの活性化と消費者の利益にもなり所期の目的を達するには審査機関による詳細な審査が不可欠であり、仮にも「申請どおり」認可などというきわめて分かりやすい結論などはないものと信じている。国民はちゃんと見ていることを忘れないでいただきたい。</p>	<p>要件に合致しているか、特に原価の洗い替えを求めた北陸電力、中国電力及び沖縄電力に関しては最大限の経営効率化を踏まえたものであるかについて、専門的かつ客観的な視点から、厳正に審査を行いました。</p> <p>・電力取引監視等委員会での議論について、委員会、会議資料及び議事録は、関係者又は公共の利益を害するおそれがある場合等を除いて、原則公開しています。（参考「委員会の開催状況」：http://www.emsc.meti.go.jp/activity/） 他の委員会の活動についても、様々な媒体を通じて分かりやすく消費者や事業者に伝えるとともに、特に来年4月の小売全面自由化の実施に関しては、関係者と連携を図りつつ積極的に周知してまいります。</p> <p>・東日本大震災以降に供給約款の認可を受けた東北電力については、料金査定プロセスを通じて原価の適正性を確認しました。そのため、今回の審査においては、制度改革を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて、電気料金の最大限の抑制のため、専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行いました。</p>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会・委員会等での説明や議論をもっと積極的につくべきと考えます。そして、来るべき電力自由化や発送電分離の公正な展開に結びつけなければ、欧州を中心とする先進国に遅れをとるばかりでなく、アジアや中南米などの国にも先を越されるような事態になりかねません。 ・沖縄エリアにおける認可申請中の託送料金は次年度4月以降の本土側と比べて割高な単価設定となり、それに伴って当該エリアにおける新電力の電力小売の事業性が非常に厳しい状況。沖縄エリアの電力小売完全自由化の活性化を目的とし、本土と同様に多様な新電力の新規参入が進むよう、可能な限り託送料金を軽減できるようご査定頂くことを要望致します。なお、新制度に係る影響額が、託送料金のレートメーク（基本料金と従量料金への割振り）に適切に反映されているかについても、ご審査頂きたく存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合においては、全11回に渡り、申請内容やその根拠等について小売電気事業者や需要家の理解を得るために丁寧な資料作成・説明を行うよう、事業者に対して繰り返し求めてきたところです。御出席いただいた委員、専門委員及びオブザーバーからも、専門的かつ客観的な視点から、活発な御議論を頂きました。今回の審査を通じて得られた知見等は、今後の制度設計にも生かしてまいります。 ・電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合における審査にあたっては、申請された託送供給等約款が、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の要件に合致し、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかについて審査を行いました。沖縄電力についても、沖縄の電力系統等の特殊性は一定の考慮をしつつも、可能な限り他の事業者と同様の基準で厳格に査定を行いました。基本料金回収率の設定については、基本的に事業者の自由に行うことができますが、低圧については、小売の経過措置料金を上回らない水準での設定が必要であり、その点について沖縄電力に問題がないことは確認をしました。
託送料金に関する情報の公開について	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が、自らが支払っている託送料金の金額を知ることができるように、料金に関する情報公開を求めます。現状では、消費者は託送料金に関する情報を知ることができません。消費者が支払っ 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、電力取引監視等委員会の制度設計専門会合において、適正な電力取引についての指針（以下「適正取引ガイドライン」といいます。）について議論しており、その中で請求書等

	<p>ている電気料金の中の託送料金が分かるよう、請求書あるいは領収書に記載するなどの対応を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者に託送料金についての情報が確実に届き、内容を理解できるよう条件整備を求める。託送料金は家庭用電気料金全体の30～40%と大きな割合を占めるため、消費者として大きな関心があります。検針を担う送配電事業者から小売り事業者に、託送料金の根拠となる情報を確実に提供することによって、小売り事業者が消費者に情報提供することができる条件を整えてください。また、提供された情報の内容を消費者が理解できるようにしていくことも必要です。専門家ではない消費者の理解を助けるため、総括原価方式の仕組みや送配電事業者各社の料金設定に関わる情報を分かり易くまとめ、電力取引監視等委員会のホームページ上に開示することも検討されるべきです。 	<p>への託送料金相当分の明記等についても検討しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、電力取引監視等委員会の制度設計専門会合において、適正取引ガイドラインについて議論しており、その中の請求書等への託送料金相当分の明記等についても検討しているところです。また、電力取引監視等委員会のホームページ上で、総括原価方式の仕組み等についてFAQ形式でまとめ公表しております。（http://www.emsc.meti.go.jp/info/faq/）また、現在事業者が認可申請中の託送料金については、電気料金審査専門会合で審議されており、その情報はホームページ上で公開されています。 (http://www.emsc.meti.go.jp/activity/)
需要地近接性評価割引について	<ul style="list-style-type: none"> 今般申請された需要地近接性評価割引の割引単価の設定において、設備投資抑制効果として基幹系統の資本費相当のみを対象としているが、需要超過地域における分散型電源の設置は基幹系統のみならず特別高圧設備の投資抑制効果もあり対象とすべき。また、割引額の算出においては基幹設備の減価償却費等に対して、「kW 価値補正率」による補正として、太陽光発電は15%と設定するなど火力の100%と比較し著しく低い評価となっている。自然変動電源のkW 価値の評価においては、エリア全体の平滑化効果を考慮した評価をすべきである。 今回「近接性評価割引」については、その対象となる地域の定義 	<ul style="list-style-type: none"> 低圧・高圧電源による特別高圧系統の投資抑制効果については、特別高圧系統から供給を受ける需要家の有無等により異なり、一概に投資抑制効果を評価することが困難であることから、今回の割引の対象とはしていません。また、自然変動電源のkW 価値は、各事業者の供給区域全体で評価されており、供給区域全体の平滑化効果を織り込んだ数字となっています。 事業者から申請された託送供給等約款について、電力取引監

	<p>が大幅な見直しとなっています。具体的には「市区町村ごとに需要実績と発電実績を比較し、需要実績が発電実績を上回る地域で、かつ当社の供給エリアの平均より需要が密集している地域を近接性評価割引の対象地域として設定いたします」とあります。分散型電源の拡がり等を見据え、地域を細分化し、低圧電源も近接性評価割引の対象とすることは理解しておりますが、電気設備の構成とは本質的には関連のない行政区分（市区町村）を単位として評価適用の有無を判断することにより、潮流改善効果があると思われるエリアが対象外となる一方で、新設されれば悪化すると思われるエリアが対象となっているように見受けられ、今回の対象地域の定義の変更に合理性を見出すことはできません。また、市区町村単位で細分化することによって評価対象地域が頻繁に入れ替わることが懸念され事業者としては投資の予見性が無くなることに加え、大型電源を立地したエリアはほぼ確実に対象外となることとなり、事実上潮流改善に効果が大きく期待できる電源に対してのインセンティブがなくなるということで、送配電設備の効率的な形成を促すという本来の趣にはそぐわない改定となっているように思われます。現行の予見性の高い設定方法とも比較した上で、送配電ネットワークの設備形成上、合理的だと広く理解が得られる制度として頂きたく存じます。「近接性評価割引」については、送配電設備の効率的な形成に資するための制度であると理解しています。新電力にとって、建設される電源に対して「近接性評価割引」が適用されるかされないかは経済性に大きな影響を与えますが、今回の見直しにおいて、「近接性評価割引」が既に適用されている電源が適用対象外となる前例が作られると、事業</p> <p>視等委員会としては、供給区域全体を見た潮流改善効果についても評価すべきという観点から審査をいたしました。この結果、申請された託送供給等約款における割引対象地域に加えて、これまで割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源も引き続き割引対象とするよう査定を行いました。</p>
--	---

	<p>者は、将来に亘って、『「近接性評価割引」は、何ら約束されたものではなく、いつ剥奪されるかわからないもの』と受け止めざるを得ません。結果として、「近接性評価割引」は投資経済性に織り込むことができなくなることから、電源建設のインセンティブとはなり得ず、延いては、新電力による競争の促進が大きく阻まれることが危惧されます。また、いつ剥奪されるかわからない性質の割引となると、事業者は最終消費者に還元することができず、対象となった事業者への付加的な収益源としかなりえないことも制度の本来の目的と乖離するように感じております。</p> <ul style="list-style-type: none">・需要地近接性評価割引の対象地域を、各電力会社がホームページなど託送供給等約款の枠外で別途定めることは、電力会社による恣意的な対象地域の設定・変更を助長する恐れがあるとともに、改正電気事業法附則第9条2項3号の規定にある「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に照らし合わせても適当ではないものと考える。・割引額に関しては、評価対象電源の電圧階級毎に区分され、基幹系電源を除きこの区分毎に投資抑制効果に係る評価やロスに係る評価をした割引額が設定されています。基幹系電源の割引額は特高電源の割引額の1/2と設定されていますが、投資抑制効果、ロスに係る評価等の明示される根拠による割引額が設定されるべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none">・18 料金（1）ハ近接性評価割引（イ）適用 「なお、契約者が、近	<ul style="list-style-type: none">・御指摘のとおり、事業者からの申請においては、割引対象地域が託送供給等約款に記載されておらず、割引の対象が約款上明らかでないため、電気事業法附則第9条2項3号の「料金の額の算出方法が適切かつ明確に定められている」という要件を満たすとは言い難いことから、託送供給等約款に割引対象地域を明記すべきと考えています。・基幹系統に接続する電源の割引単価を特別高圧系統の2分の1とすることについては、電力取引監視等委員会 電気料金審査専門会合において、基幹系統の送変電設備の割合や基幹系統のロス率を踏まえれば、実態と大きく乖離してはいないことを確認しました。 <ul style="list-style-type: none">・現行の託送供給制度の下での需要地近接性評価割引制度の趣
--	--	---

	<p>接性評価対象発電設備を維持し、および運用する発電契約者以外の事業者等を介して、近接性評価対象発電設備に係る電気を調達する場合は、「当該電気には近接性評価割引を適用いたしません」について、近接性評価地域内の発電電力に関する転売やエリアを超えた取引についても、近接性評価割引の対象にするべき。なお、転売を対象外とする理由が対象発電設備の特定（紐付け）が困難になるからであれば、小売電気事業者の託送料金割引ではなく、発電事業者に直接対価を支払うなどの対応を図るべき。理由として、本割引制度は、送電コスト低減に資する電源立地に対してインセンティブを与える制度であることから、実潮流に着目して割引対象を判断すべきであり、取引先や取引形態などの商契約によりインセンティブを受けられなくなるのは、制度の趣旨に反するため。</p>	<p>旨に鑑みれば、転売された電力については、割引の対象外とすることが妥当と考えます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 託送における損失率について、低圧で供給する場合の損失率は 7.1 パーセントとなっていますが、これは、託送供給等約款認可申請書の添付書類（様式第 6）送配電関連需要明細表（以下「様式 6」という）に記載されている、低圧需要の発受電量と販売電力量より求められるものですが、「様式 6」に記載されている合計の電力量から求められる特別高圧、高圧も合成した損失率は、4.9 パーセントとなります。一方で Web サイト上の「数表でみる東京電力」で公表されている送配電ロス率は、平成 25 年度は 4.6 パーセント、平成 26 年度では 4.5 パーセントとなっており、平成 27 年度の実績は未確定であるものの、原価算定期間の損失率が 4.9 パーセントになるとは考えられません。原価算定期間および原価の緒元 	<ul style="list-style-type: none"> 今回、原価の適正性からの審査を行った北陸電力、中国電力及び沖縄電力については、申請された託送供給等約款における損失率と実績の損失率との乖離の程度を、電力取引監視等委員会において確認した結果、少なくとも不適正な水準はないものと判断いたしました。その他の 7 社については、御認識のとおり、原価算定期間及び原価の緒元は今回の申請では変更しないこととなっています。

	<p>は今回の申請では変更しない事となっていますが、この様に、実績が出てきており、あきらかに申請内容と乖離しているものは、原価の緒元を変更すべきではないでしょうか。今回の申請・認可においては、ルールが決定しており変更できないものと存じますが、今後は、この様な実績があるものは、それらも考慮する様なルールの設定を希望いたします。</p> <p>・託送供給約款の運用に関する詳細ルール（例えば、同時同量ルールにおける計画作成、計量値の分配方法など）は、ルールとしては明確に定められているものの、文書として公表されていない。新規参入者が詳細な運用ルールを確認するためには、約款の認可と併せて文書化して公表するべき。理由として、現状の実同時同量制度でいうと、例えば発電所出力の優先順位番号の付与や同一優先順位番号における計量値の分配方法などの運用ルールは、全電力会社統一の内容として明確に定められているものの、その内容については約款・広域機関ルールのいずれにも記載がされておらず、文書として開示されていないものが多い。今後ライセンス制を導入し、一般電気事業者と新電力とが同じ立場になるにもかかわらず、両者の情報非対称性が顕著であり、公正な競争を阻害する恐れがあるため。</p> <p>・ライセンス制導入を踏まえ、営業と配電の業務区分の見直しを実施し、託送料金原価の見直しを実施して頂いていると理解しております。業務の性質毎に区分を頂いているものかと思いますが、同一の人員が営業業務と配電業務の双方をこなしている場合の原</p>	<p>・計画値同時同量制度等については、総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループや電力広域的運営推進機関における議論の中で一定の考え方が整理され、事業者が実施可能な状態になっていると認識しています。今後、利害の調整等が必要となった場合は、文書化も含め、追加的な対応を検討してまいります。</p> <p>・業務内容から小売と配電の両方の性質を持つと考えられる業務については、業務量調査の結果を活用して小売と配電のために必要な業務量をそれぞれ算出し、その算出結果に基づいて配分を行っていることを確認しています。</p>
--	---	--

	<p>価配賦の考え方について、より詳細な説明を希望いたします。例えば、検針は「指示数確認等」と「検針票投函等」に区分されると説明資料にありますが、「指示数確認等」で託送に配賦された金額が太宗を占めるように見受けられます。指示数確認が主の業務で、検針票投函は従の業務ということかと推察いたしますが、他小売事業者が同様の費用で検針票投函をすることは難しいのではないかと考えます。つまり、指示数確認等の託送業務があるが故に、他小売事業者と比較して有利な条件で小売事業の業務ができることがあれば、それはイコールフッティングではないのではないか、という意見でございます。資料の理解が間違っている場合は、大変恐縮ですが、上述のような疑念が生じないような審査を実施して頂ければ幸いでございます。</p> <p>・託送料金（送配電）について、低圧（家庭向け）8.36円／kwh、高圧（企業向け）3.89円／kwh、特別高圧（大企業向け）2.13円／kwhの申請料金は、余りにも価格差が大きく、家庭用電力の自由化・電気料金引き下げに逆行するものとなりはしないか。価格差の原因については、託送接続供給約款および申請概要を見ても、託送料金コストや価格差問題等の根拠が不明である。低圧は高圧と比べて配電線原価部分が増加し、高くなることは理解できるが、2～3倍もの価格差には到底納得できない。要するに、今回の自由化が本格移行ではなく、大手電力会社にとって有利になるように、3年間は経過措置として位置付けられ、料金規制が継続されている。その後に料金の全面自由化が実現されることに大きな疑問を持っている。低圧向け託送料金の新</p> <p>・東日本大震災以降に供給約款の認可を受けた九州電力については、料金査定プロセスを通じて原価の適正性を確認しました。そのため、今回の審査においては、制度改革を受けた対応が適正に料金設定に反映されているかについて、電気料金の最大限の抑制のため、専門的かつ客観的な視点から厳正な審査を行いました。</p>
--	--

	<p>設が、現行の供給約款料金との整合性が図られていることのこと。</p> <p>しかも、現行託送約款を踏襲し、料金原価の見直しもなく、H25年に認可された現行原価を基に、料金原価の再算定を行ったに過ぎない。これでは、真の自由化競争をめざす託送料金とは言えないし、大手電力会社の利益温存、有利にしかならないのではないか。</p> <p>・今回申請の託送料金原価はH25年～27年度の3年間の実績で算定されているが、妥当性に疑問がある。託送料金原価は総原価1兆4,536億円の3割の4,536億円。電圧別内訳は低圧（主に家庭用）2,926億円、高圧（主に業務・産業用）1,174億円、特別高圧（大企業用）436億円である。何と託送料金原価の65%が低圧の託送料金原価となっている。託送料金原価の再配分含めた前述金額の内訳コスト・根拠が不透明である。従って、高圧よりも2～3割高い価格差の根拠が全く不明と言える。また、低圧託送料金割高のは正を検討すべきことを指摘する。九電の販売電力量は低圧（家庭用）が4割、高圧・特別高圧（企業用）が6割で、一方売上高は低圧が6割、高圧・特別高圧が4割と逆転している。以前から企業向けに比べて家庭用の電気料が割高になっており、電気料金負担の歪み是正のためには、家庭向け電力の自由化、地域独占排除が課題であった。しかし、今回の託送料金の申請を見ると、その格差が温存されたままであり納得し難い。是正を行うべきである。</p> <p>・公正取引委員会は「送配電網は事業者が共通して利用する設備で、</p>	<p>・託送料金は、送配電サービスの対価として、小売電気事業者から一般送配電事業者（現行は一般電気事業者）に対して支払われるものです。電力系統の上流にある送電・変電設備は、特別高圧・高圧部門向けと低圧部門向けの両方のサービスで利用されます。一方、電力系統の下流にある配電設備は、低圧部門向けのサービスでは利用されるものの、高圧・特別高圧部門向けのサービスでは利用されません。そのため、低圧部門向けの託送料金は、特別高圧・高圧向けの託送料金と比べて、相対的に高くなります。なお、託送料金原価の電圧別への配分については、事業者が省令で定められた方法等によって適正に行っていることを確認しました。</p> <p>・託送料金を含む託送供給等約款の認可に際しては、経済産業</p>
--	--	---

参考資料

	<p>開放性・中立性・無差別性を確保する必要がある」と指摘している。即ち、電力会社が送電網の主権者ではなく、電気料や納税および用地提供などによって国民があまねく負担しており、全国民の共有物であるとも言えるのではないか。経産大臣や経産省の管理・監督強化によって、電力会社が不当に託送料金を高くしてはならないことを今回の認可にあたって強く求める。</p>	<p>省として、申請内容が「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」等の電気事業法の要件に合致しているか、厳正に審査を行いました。認可後は、事後評価によって託送料金設定の適正性を確保してまいります。</p>
--	---	---